

県内12団体と「空家等対策の推進に関する連携協定」を締結

空家の発生抑制や適正な維持管理、利活用の推進を図るため、県内12の関係団体と三条市が、「空家等対策の推進に関する連携協定」を締結します。

【本件のポイント】

- 県内12団体と三条市が「空家等対策の推進に関する連携協定」を締結し、協定締結式を実施

【本件の概要】

- 1 とき 1月20日(木) 午後3時 ※取材受付は午後2時50分から
- 2 ところ 三条市役所 三条庁舎 2階 大会議室
- 3 出席者
 - (1) 県内12団体代表者
新潟県弁護士会、新潟県司法書士会、新潟県行政書士会、(公社)新潟県宅地建物取引業協会、新潟県土地家屋調査士会、三条市建設業協会、三条市建築組合、(公社)新潟県建築士会三南支部、三条造園建設業協会、(公社)三条市シルバー人材センター、三条市自治会長協議会、(一社)全国空き家相談士協会新潟支部
 - (2) 三条市 市長、副市長

【問合せ】 三条市市民部 環境課 生活安全・交通係 大平、坂上

電話：0256-34-5574